

秦野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の  
一部を改正することについて

秦野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を別紙  
のとおり改正するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

車両その他物品の高性能化及び長寿命化により、それらの平均使用年数が長期化していることに伴い、商慣習をしん酌して契約期間を定めることができるようにするため、改正するものであります。

秦野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の  
一部を改正する条例

秦野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年  
秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のただし書を加える。

ただし、商慣習をしん酌して、その年数を超えて契約の期間を定めること  
ができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、その日以後に締結した契約に  
ついて適用する。